

鎌倉女子大学大学院 『 学則 』

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本大学院は、鎌倉女子大学大学院と称する。

第1条の2 (所在地)

本大学院は、神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号に設置する。

第2条 (目 的)

本大学院は、鎌倉女子大学学則第6条第2項の規定に基づき、鎌倉女子大学建学の精神に則り、学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究することを通じて、精深な学識と専攻分野における研究能力を養い、以って人類の福祉及び文化の向上進展に寄与することを目的とする。

2. 児童学研究科は、児童関連諸科学についての専門的学術理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、以って健やかに生まれ、育まれなければならない児童の幸福と成長に貢献できる、高度な専門性と豊かな人間性を備えた人材を養成することを目的とする。

第3条 (自己点検及び評価)

本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2章 研究科・専攻

第3条の2 (課 程)

本大学院に修士課程を置く。

2. 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における理論及び応用の研究能力を培い、以って高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した実践力を培うものとする。

第4条 (研究科・専攻・収容定員)

本大学院に児童学研究科を置く。

2. 前項の研究科に置く専攻及びその収容定員は、次の通りとする。

児童学研究科

児童学専攻 (修士課程) 入学定員 10名 収容定員 20名

第3章 修業年限及び教育課程

第5条 (修業年限及び在学期間)

修士課程の標準修業年限は、2年とする。但し、4年を超えて在学することはできない。

第5条の2 (在学期間の短縮)

第34条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。但し、少なくとも1年以上在学するものとする。

第5条の3 (教育方法)

本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとする。

第6条 (授業科目及び単位数)

授業科目及び単位数は、別表Iの通りとする。

第7条 (単位の計算方法)

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を以って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

- 一．講義及び演習については、15時間の授業を以って1単位とする。
 - 二．実験、実習及び実技については、30時間の授業を以って1単位とする。
 - 三．1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業を以って1単位とする。
- 2．前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第8条 (授業期間)

- 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- 2．各授業科目の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行うものとする。但し、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第8条の2 (授業の方法)

- 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2．授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業等を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3．授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業等を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第9条 削除

第10条 (履修方法等)

授業科目の選択及び学位論文の作成にあたっては、研究指導担当教員（以下「指導教員」という）

の指導を受けるものとする。

2. 当該年度に履修する科目は、登録しなければならない。

第11条 （ 免許・資格の取得 ）

免許・資格の取得は、次の各項に定める方法による。

2. 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法、同法施行規則に規定する科目及び単位数を履修しなければならない。また、当該所要資格を取得できる教育職員免許状は、次の通りとする。

専攻	免許状の種類
児童学研究科児童学専攻	小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状 特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）

3. 公認心理師試験の受験資格を得ようとする者は、公認心理師法、同法施行規則に規定する科目を履修しなければならない。

第4章 入学・再入学・退学・除籍・転入学・転学・留学・休学・復学

第12条 （ 入学の時期 ）

入学の時期は、学年の始めとする。但し、再入学の時期は、学期の始めとすることができる。

第13条 （ 入学資格 ）

本大学院に入学し得る者は、次の各号のいずれかに該当する女子でなければならない。

- 一. 大学を卒業した者
- 二. 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四. 文部科学大臣の指定した者
- 五. 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達した者

第14条 （ 入学の出願 ）

本大学院に入学を志願する者は、所定の入学志願票に別に定めるところの書類及び入学検定料を添えて願い出なければならない。

第15条 （ 入学者の選抜 ）

前条の入学を志願する者には、選抜を行う。

2. 選抜に関する事項は、別に定める。

第15条の2 （ 合格者の決定 ）

前条の選抜による合格者の決定は、児童学研究科委員会の議を経て、学長が行う。

第16条 （ 入学手続き ）

第15条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証人連署の保証書及び所定書類を提出するとともに、別に定める入学金、授業料及びその他の納入金を納入し、入学手続きをしなければならない。

第17条 （ 入学許可 ）

学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第18条 （ 保証人 ）

保証人は、学生の身上について監督し得る者で、父母又はこれに代わる者でなければならない。また、本人が本大学院に対して負う一切の債務について、所定の保証書に定める極度額の範囲内で責任を負う。

第19条 削除

第20条 （ 再入学 ）

第21条第1項の規定により退学した者が、再入学を志願したときは、選考の上、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が入学を許可することがある。

2. 前項の場合、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。
3. 再入学に関する事項は、別に定める。

第21条 （ 退学 ）

退学しようとする者は、学長に退学願を提出するものとする。

2. 退学事由に該当するかの判断は、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が決定する。

第21条の2 （ 除籍 ）

次の各号のいずれかに該当する者は、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 一. 学費を納めることを怠り、督促を受けて未だ納めない者
 - 二. 第5条に定める在学年限を超えた者
 - 三. 第26条第2項に定める休学期間を超えてなお就学できない者
2. 除籍に関する事項は、別に定める。

第22条 （ 転入学 ）

他の大学院に在学している女子で、本大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が相当年次への入学を許可することがある。

2. 転入学に関する事項は、別に定める。

第23条 （ 転学 ）

他の大学院に入学又は転学しようとする者は、事由を詳記して学長に願い出るものとする。

2. 転学事由に該当するかの判断は、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が決定する。

第24条 （ 留学 ）

外国の大学院で学修することを志願する者は、学長に留学願を提出するものとする。

2. 留学事由に該当するかの判断は、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が決定する。
3. 留学に関する事項は、別に定める。

第25条 （ 休学 ）

疾病その他やむを得ない事由で2か月以上就学することができない者は、学長に休学願を提出するものとする。

2. 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を必要とする。
3. 休学事由に該当するかの判断は、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が決定する。

第26条 (休学期間)

休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。但し、特別の事情がある者は、その期間の延長を申し出ることができる。

2. 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
3. 休学期間は、在学期間に算入しない。

第27条 削除

第28条 (復学)

復学は、学期の始めとする。

2. 復学しようとする者は、休学期間が終了する1か月前までに、学長に復学願を提出するものとする。
3. 休学期間内であっても休学の事由が止んだときは、学長に復学願を提出することができる。
4. 病気を理由として休学した者は、復学願に医師の診断書を添付するものとする。
5. 復学事由に該当するかの判断は、児童学研究科委員会の意見を聴き、学長が決定する。

第5章 成績評価・単位の授与

第29条 (成績評価)

成績評価は、合格（S、A、B、C、合、認）及び不合格（F、E、否）とし、評点は、以下の通りとする。

合否	評価	評点
合格	S	100～90点
	A	89～80点
	B	79～70点
	C	69～60点
	合	合格
	認	合格
不合格	F	59点以下
	E	成績評価なし
	否	不合格

第29条の2 (単位の授与)

授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

第30条 (試験)

試験の種類は、定期試験及びその他の方法とする。

2. 学位論文の作成に関する授業科目については、審査を以って試験に代えることがある。

第31条 削除

第31条の2 （ 学部における授業科目の履修及び聴講 ）

教育上有益と認めるときは、学部との協議に基づき、学生が学部の授業科目を履修することを認めることができる。

2. 前項の規定により履修した学部の授業科目について修得した単位は、第42条に規定する単位としては認定しないものとする。
3. 教育上有益と認めるときは、学部との協議に基づき、学生が学部の授業科目を聴講することを認めることができる。

第32条 （ 他の大学院における授業科目の履修 ）

教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第33条 （ 他の大学院等における研究指導 ）

教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という）との協議に基づき、学生が当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。但し、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第34条 （ 入学前の既修得単位の認定 ）

教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

第35条 （ 転入学者の履修単位 ）

第22条の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、別に定める。

第6章 学 費 そ の 他

第36条 （ 学 費 ）

入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱの通りとする。

第36条の2 （ 休学期間中の学費 ）

休学期間中については、授業料、教育環境充実費及び実験実習費に代え、在籍料を納入するものとする。

2. 在籍料は、別表Ⅲの通りとする。

第37条 （ 分 納 ）

学費を分納する場合は、その半額を所定の期日までに納めなければならない。

第38条 （ 既納学費の取扱い ）

すでに納めた学費は、これを返却しない。

第39条 （ 未納者の扱い ）

学費を納めない者は、原則として成績評価を受けることができない。

第40条 （ 奨学金 ）

奨学金に関する事項は、別に定める。

第41条 （ その他の費用 ）

その他必要な費用は、別に徴収することがある。

第7章 課程の修了及び学位

第42条 （ 課程の修了要件 ）

修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、且つ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

第42条の2 （ 課程の修了の認定 ）

前条の課程の修了要件を満たした者には、児童学研究科委員会の議を経て、学長が課程の修了を認定する。

第42条の3 （ 学位の授与 ）

前条の規定により課程の修了を認定された者には、児童学研究科委員会の議を経て、学長が学位「修士（児童学）」を授与する。

2. 学位に関する事項は、別に定める。

第8章 賞 罰

第43条 （ 表彰 ）

学生で他の模範となる行為があった者に対し、学長は、これを表彰することがある。

第44条 （ 懲戒 ）

本大学院の規則に違反し、或いは学生としてその本分に反する行為があった者に対し、学長は、児童学研究科委員会の意見を聴き、懲戒を行う。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

一. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三. 正当な理由がなくて、出席が常でない者

四. 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4. 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

第45条 削除

第9章 教員・運営組織

第46条 (教員組織)

本大学院の教員組織は、学部等の教員を以って構成する。

2. 本大学院の授業は、教授、准教授又は講師が担当するものとする。
3. 本大学院における研究指導は、教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、准教授が担当し、又は講師に分担させることができる。

第47条 (研究科長)

本大学院児童学研究科に研究科長を置く。

2. 研究科長は、学長の命を受け、研究科に関する校務をつかさどる。
3. 研究科長に関する事項は、別に定める。

第48条 (大学院委員会)

本大学院に大学院委員会を置く。

2. 大学院委員会に関する事項は、別に定める。

第49条 (児童学研究科委員会)

本大学院に児童学研究科委員会を置く。

2. 児童学研究科委員会は、研究科長、研究科専任教員及び教務部長を以って組織する。
3. 児童学研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一. 学生の入学及び課程の修了
 - 二. 学位の授与
 - 三. 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、児童学研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
4. 児童学研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
5. 児童学研究科委員会に関する事項は、別に定める。

第10章 委託生・科目等履修生・外国人留学生・聴講生・研究生・特別聴講学生・特別研究学生・特別研究員

第50条 (委託生)

官庁又は公共団体等より、一定期間授業科目を定め、履修を願い出たときは、選考の上、委託生として履修を許可することがある。

2. 委託生に関する事項は、別に定める。

第51条 (科目等履修生)

本大学院の学生以外の者で本大学院の授業科目の履修を志願する者がいるときは、研究科の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

2. 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第52条 （ 外国人留学生 ）

外国人で大学院において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を志願する者がいるときは、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2. 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第52条の2 （ 聴講生 ）

本大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目の聴講を志願する者がいるときは、聴講生として聴講を許可することができる。

2. 聴講生に関する事項は、別に定める。

第53条 （ 研究生 ）

本大学院の学生以外の者で本大学院の研究科及び専攻に関連した特定の専門事項について研究しようとする者がいるときは、研究科の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として在籍を許可することができる。

2. 研究生に関する事項は、別に定める。

第54条 （ 特別聴講学生 ）

他の大学院の学生で本大学院の授業科目の履修を志願する者がいるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2. 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

第55条 （ 特別研究学生 ）

他の大学院の学生で本大学院において研究指導を受けようとする者がいるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として在籍を許可することができる。

2. 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

第56条 （ 特別研究員 ）

公私の機関又は団体等からその所属の職員について、研究題目を定めて、本大学院における研究を願い出たときは、児童学研究所委員会及び大学院委員会の議を経て、学長は、その研究員としての研究を許可することができる。

2. 特別研究員に関する事項は、別に定める。

第11章 公開講座

第57条 （ 公開講座 ）

本大学院は、公開講座を開設することができる。

2. 公開講座に関する事項は、別に定める。

第12章 学年・学期・休業日

第58条 （ 学年・学期 ）

学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2. 学年の区分は、次の各号に定める通り、2学期制とする。
 - 一. 春学期 自 4月1日 至 9月30日
 - 二. 秋学期 自 10月1日 至 翌年3月31日
3. 学長は、必要に応じて前項の学期を臨時に変更することができる。

第59条 (休業日)

休業日は、次の各号に定める通りとする。

- 一. 日曜日及び土曜日
 - 二. 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - 三. 創立記念日 4月19日
 - 四. 夏季休業 自 8月1日 至 9月16日
 - 五. 冬季休業 自 12月20日 至 翌年1月7日
 - 六. 春季休業 自 3月21日 至 3月31日
2. 学長は、必要に応じて前項の休業日を臨時に変更することができる。

第13章 そ の 他

第60条 (施行細則)

本学則を施行するための細則は、別に学長が定める。

附 則

本学則は、平成18年4月1日から制定・施行する。

2. 本学則は、平成19年4月1日から改定・施行する。
3. 本学則は、平成20年4月1日から改定・施行する。但し、平成19年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
4. 本学則は、平成23年4月1日から改定・施行する。但し、平成22年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
5. 本学則は、平成24年4月1日から改定・施行する。但し、平成23年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
6. 本学則は、平成26年4月1日から改定・施行する。但し、第9条(授業科目・授業科目単位数・履修方法)については平成25年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
7. 本学則は、平成27年4月1日から改定・施行する。
8. 本学則は、平成28年4月1日から改定・施行する。但し、第6条(授業科目及び単位数)については平成27年度入学生までは、改定前の学則を適用する。

また、第36条(学費)については、平成28年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
9. 平成29年4月1日、改定・施行。但し、第40条(奨学金)及び第41条(その他の費用)を除き平成28年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
10. 平成30年4月1日、改定・施行。但し、別表Iについては、平成30年度以降入学生について適用する。
11. 令和2年4月1日、改定・施行。但し、第36条(学費)については、令和2年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
12. 令和3年4月1日、改定・施行。但し、令和2年度入学生までは、改定前の学則を適用する。
13. 令和3年6月1日、改定・施行。但し、令和2年度入学生までは、改定前の学則を適用する。第36条の2の規定は、令和3年度在籍学生より適用する。

14. 令和5年4月1日、改定・施行。但し、第36条（学費）については、令和5年度入学生までは改定前の学則を適用する。

鎌倉女子大学大学院『学則』 別表Ⅰ

研究科・専攻	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
〔児童学専攻共通科目〕					
児童学研究科	建学の精神特論	1			
児童学専攻	児童研究総合基礎	2			
	児童学特別講義	1			
	児童学特別研究	4			
〔児童学総合研究科目群〕					
児童学研究科	児童学総合研究特論		2		
児童学専攻	児童学総合研究方法論		2		
	児童学フィールド研究		2		
	教職特論		2		
	教育基礎理論特論		2		
	教育課程・指導法特論		2		
	現代授業研究Ⅰ群演習(国語・社会)		2		
	現代授業研究Ⅱ群演習(算数・理科)		2		
	幼児教育学特論		2		
	幼児教育学演習		2		
	乳児保育学演習		2		
	実践保育演習		2		
	幼稚園経営管理特論		2		
	小児保健学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開を含む)		2		
	小児保健学演習		2		
	小児栄養学特論		2		
	福祉分野に関する理論と支援の展開		2		
	表現文化研究特論		2		
	表現文化研究演習Ⅰ(音楽)		2		
	表現文化研究演習Ⅱ(図工)		2		
	表現文化研究演習Ⅲ(体育)		2		
表現文化研究演習Ⅳ(総合表現)		2			

鎌倉女子大学大学院『学則』 別表 I

研究科・専攻	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
〔子ども心理学研究科目群〕					
児童学研究科	子ども心理学研究特論		2		
児童学専攻	子ども心理学研究方法論		2		
	子ども心理学フィールド研究		2		
	心理実践実習 I		4		
	発達心理学特論		2		
	子ども臨床心理学特論		2		
	心の健康教育に関する理論と実践		2		
	子育て支援特論		2		
	子育て支援演習		2		
	心理支援に関する理論と実践 I		2		
	心理支援に関する理論と実践 II		2		
	子ども発達教育臨床 I (ムーブメントアセスメント)		2		
	子ども発達教育臨床 II (音楽ムーブメント)		2		
	言語発達の基礎		2		
	言語発達の評価と支援		2		
	発達障害特論(臨床と支援) I		2		
	発達障害特論(臨床と支援) II		2		
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開		2		
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開		2		
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践		2		
	心理実践実習 II		6		
	教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)		2		
	学校心理学特論		2		
	障害児の心理と教育		2		
	特別支援教育特論		2		
	特別支援教育教育課程特論		2		
	特別支援教育コーディネーター特論		2		
	心理的アセスメントに関する理論と実践		2		
	学習指導・進路指導演習		2		
	学校カウンセリング演習		2		
	子ども発達教育学(ムーブメント教育・療法)特論		2		
	子ども発達教育学(ムーブメント教育・療法)演習		2		

鎌倉女子大学大学院『学則』 別表 I

研究科・専攻	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
〔学校教育学研究科目群〕					
	学校教育学研究特論		2		
	学校教育学研究方法論		2		
	学校教育学フィールド研究		2		
	学校経営管理特論		2		
	教育社会学特論		2		
	近代教育思想史		2		
	現代授業研究Ⅲ群演習(生活・家庭)		2		
	現代授業研究Ⅳ群演習(道徳・総合的な学習の時間・特別活動)		2		
	現代授業研究Ⅴ群演習(外国語活動(英語))		2		
	小学校英語演習		2		
	世界の教育・文化特論		2		
	表現文化研究演習Ⅴ(英語コミュニケーション)		2		

鎌倉女子大学大学院『学則』 別表Ⅱ

鎌倉女子大学大学院児童学研究科 学費一覧表

項目	金額	
入学検定料	30,000円	
入学金	380,000円	
項目	1年次金額	2年次金額
授業料 (年額)	640,000円	685,000円
教育環境充実費 (年額)	196,000円	210,000円
実験実習費 (年額)	180,000円	200,000円

鎌倉女子大学大学院『学則』 別表Ⅲ

鎌倉女子大学大学院児童学研究科 在籍料

項目	金額	
在籍料	半期	60,000円
	年額	120,000円